

輪島市穴水町環境衛生施設組合建設工事紛争審査会規則

(平成 21 年 9 月 11 日規則第 7 号)

(趣旨)

第 1 条 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。)第 25 条第 3 項の規定により設置された組合建設工事紛争審査会(以下「審査会」という。)については法、建設業法施行令(昭和 31 年政令第 273 号。以下「令」という。)その他関係法令に別に定めるものの外、この規則の定めるところによる。

(庶務)

第 2 条 審査会の庶務は、組合事務局において行う。

(紛争処理の手續に要する費用)

第 3 条 法第 25 条の 21 に規定する紛争処理の手續に要する費用は、当事者から申立の際、当該費用を現金で予納させるものとする。

2 前項の規定による予納金について、当事者の申立に係る行為をするのに不足を生じた場合は直ちにその額を追徴し、また余剰を生じたときは、還付するものとする。

3 当事者が前 2 項の予納又は追徴を拒んだ場合、審査会に当該紛争処理の開始、又は追徴拒否以後における処理手續を拒むことができるものとする。

附 則 (平成 21 年 9 月 11 日規則第 7 号)

この条例は、公布の日から施行する。